

平成29年 業種別労働災害発生状況

小田原 労働基準監督署

(平成30年2月末現在)

業種	当 年 (平成29年)		前 年 (平成28年)		増減数		増減率
01 食料品製造	11	(0)	9	(0)	2	(0)	22.2%
02 繊維工業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
03 衣服その他の繊維	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
04 木材・木製品	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
05 家具・装備品	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
06 パルプ等	7	(0)	7	(0)	0	(0)	0.0%
07 印刷・製本	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
08 化学工業	14	(0)	4	(0)	10	(0)	250.0%
09 窯業土石	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
10 鉄鋼業	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
11 非鉄金属	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
12 金属製品	3	(0)	0	(0)	3	(0)	-
13 一般機械器具	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
14 電気機械器具	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
15 輸送機械製造	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
16 電気・ガス	3	(0)	0	(0)	3	(0)	-
17 その他の製造	4	(0)	4	(0)	0	(0)	0.0%
01 製造業小計	54	(0)	35	(0)	19	(0)	54.3%
02 鉱業小計	1	(0)	1	(1)	0	(-1)	0.0%
01 土木工事	12	(0)	10	(0)	2	(0)	20.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	4	(0)	4	(0)	0	(0)	0.0%
02 木造家屋建築	12	(0)	2	(0)	10	(0)	500.0%
03 建築設備工事	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
09 その他の建築工事	3	(0)	15	(0)	-12	(0)	-80.0%
02 建築工事	19	(0)	22	(0)	-3	(0)	-13.6%
03 その他の建設	2	(0)	6	(1)	-4	(-1)	-66.7%
03 建設業小計	33	(0)	38	(1)	-5	(-1)	-13.2%
01 鉄道等	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
02 道路旅客	8	(0)	9	(0)	-1	(0)	-11.1%
03 道路貨物運送	20	(0)	16	(0)	4	(0)	25.0%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 運輸交通業小計	31	(0)	27	(0)	4	(0)	14.8%
01 陸上貨物	7	(0)	16	(0)	-9	(0)	-56.3%
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 貨物取扱小計	7	(0)	16	(0)	-9	(0)	-56.3%
01 農業	2	(0)	7	(0)	-5	(0)	-71.4%
02 林業	4	(0)	6	(0)	-2	(0)	-33.3%
06 農林業小計	6	(0)	13	(0)	-7	(0)	-53.8%
01 畜産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 水産業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
07 畜産・水産業小計	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
01 卸売業	3	(0)	4	(0)	-1	(0)	-25.0%
02 小売業	36	(0)	34	(0)	2	(0)	5.9%
03 理美容業	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
04 その他の商業	3	(0)	5	(0)	-2	(0)	-40.0%
08 商業	42	(0)	45	(0)	-3	(0)	-6.7%
01 金融業	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
02 広告・あっせん	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
09 金融広告業	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 通信業	11	(0)	12	(0)	-1	(0)	-8.3%
12 教育研究	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
01 医療保健業	7	(0)	9	(0)	-2	(0)	-22.2%
02 社会福祉施設	16	(0)	27	(0)	-11	(0)	-40.7%
03 その他の保健衛生	4	(0)	2	(0)	2	(0)	100.0%
13 保健衛生業	27	(0)	38	(0)	-11	(0)	-28.9%
01 旅館業	34	(0)	35	(0)	-1	(0)	-2.9%
02 飲食店	11	(0)	10	(0)	1	(0)	10.0%
03 その他の接客	8	(0)	18	(0)	-10	(0)	-55.6%
14 接客娯楽	53	(0)	63	(0)	-10	(0)	-15.9%
15 清掃・と畜	34	(0)	28	(0)	6	(0)	21.4%
16 官公署	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 その他の事業	10	(0)	11	(0)	-1	(0)	-9.1%
17 その他の事業	10	(0)	11	(0)	-1	(0)	-9.1%
合 計	314	(0)	333	(2)	-19	(-2)	-5.7%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

小田原署 第12次労働災害防止推進計画の進捗状況（平成29年分 ※2月末速報値）

1 全体目標

12次防の目標数値（289件）

（図1 平成29年の当署管内における休業4日以上の労働災害の推移）（単位 人）



2月末速報値において、314件である。前年比-19件（-5.7%）であるものの、12次防の目標数値（289件）を上回った。後述のとおり、前年比、製造業において災害件数が大幅に増加し、これが全体数を押し上げた一因である。

2 重点業種別対策

(ア) 製造業

① 製造業（全体）

12次防の目標数値（40件）

（図2 平成29年の製造業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位 人）

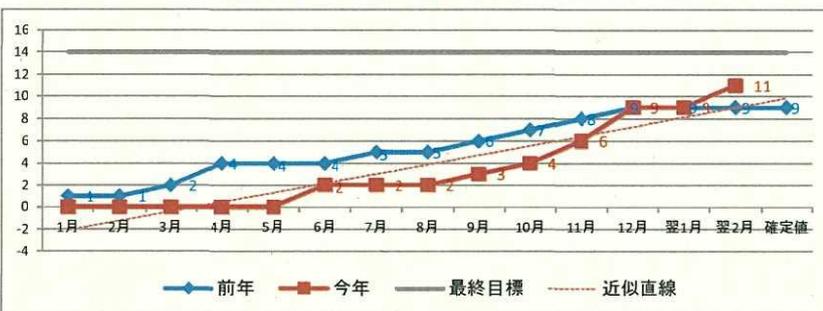


2月末速報値において、54件である。前年比+19件（+54.3%）と大幅に増加した。11月時点で12次防の目標数値（40件）を上回り、その後も増加を続けている。

② 食料品製造業

12次防の目標数値（14件）

（図3 平成29年の食料品製造業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位 人）

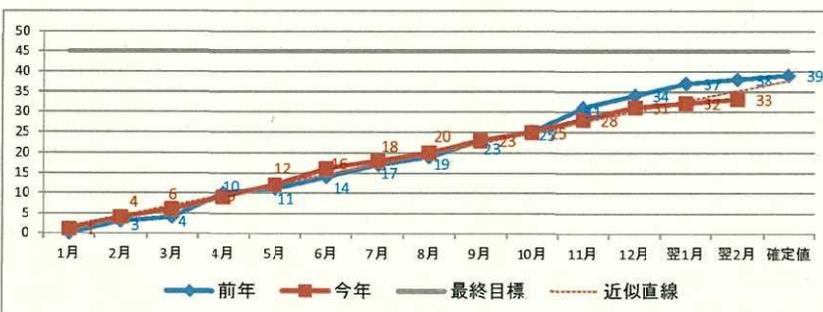


2月末速報値において、11件、前年比+2件（+22.2%）である。11月以降、増加傾向が強まっているが、12次防の目標数値（14件）の範囲内に留まる可能性がある。

(イ) 建設業

12次防の目標数値（45件）

（図4 平成29年の建設業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位 人）



2月末速報値において、33件である。前年比-5件（-13.2%）であり、12次防の目標数値（45件）の範囲内に留まる可能性が高い。

小田原署 第12次労働災害防止推進計画の進捗状況（平成29年分 ※2月末速報値）

1 全体目標

12次防の目標数値（289件）

（図1 平成29年の当署管内における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



2月末速報値において、314件である。前年比-19件（-5.7%）であるものの、12次防の目標数値（289件）を上回った。後述のとおり、前年比、製造業において災害件数が大幅に増加し、これが全体数を押し上げた一因である。

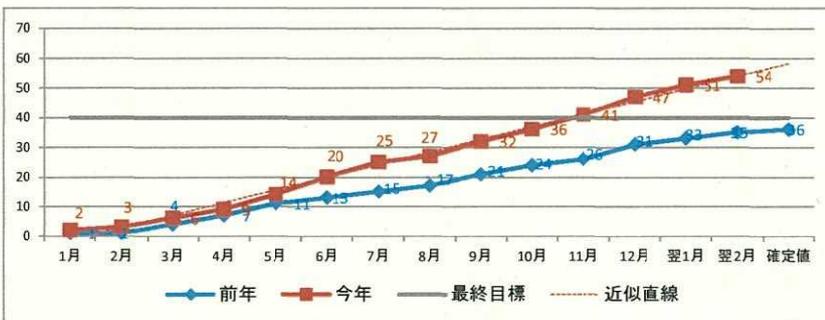
2 重点業種別対策

(ア) 製造業

① 製造業（全体）

12次防の目標数値（40件）

（図2 平成29年の製造業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）

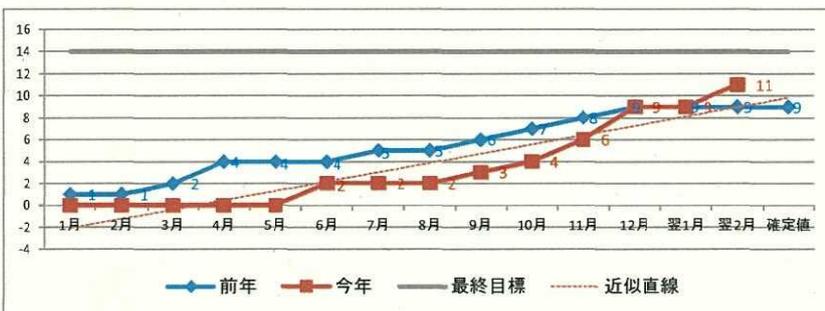


2月末速報値において、54件である。前年比+19件（+54.3%）と大幅に増加した。11月時点で12次防の目標数値（40件）を上回り、その後も増加を続けている。

② 食料品製造業

12次防の目標数値（14件）

（図3 平成29年の食料品製造業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）

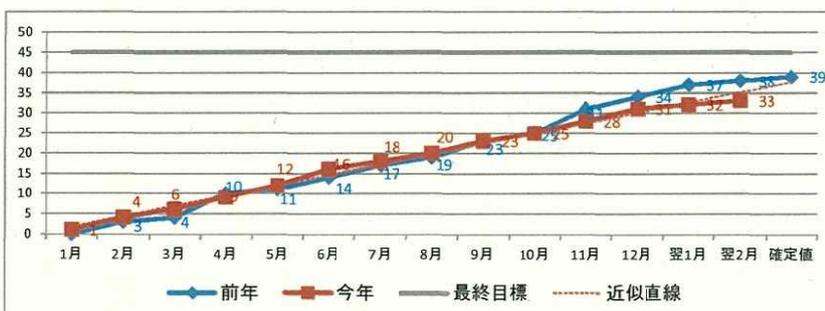


2月末速報値において、11件、前年比+2件（+22.2%）である。11月以降、増加傾向が強まっているが、12次防の目標数値（14件）の範囲内に留まる可能性がある。

(イ) 建設業

12次防の目標数値（45件）

（図4 平成29年の建設業における休業4日以上の労働災害の推移）（単位：人）



2月末速報値において、33件である。前年比-5件（-13.2%）であり、12次防の目標数値（45件）の範囲内に留まる可能性が高い。

第13次労働災害防止計画(概要)

計画の目標

計画期間:2018年4月1日~2023年3月31日

全体

死亡災害:15%以上減少

死傷災害:5%以上減少

業種別

建設業、製造業、林業 : 死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店 : 死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%:2016年)
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:2016年)
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%:2016年)
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

労働安全衛生法に基づく 定期健康診断等の診断項目の 取扱いが一部変更になります (平成30年4月から適用)

平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

診断項目 ※ 診断項目自体に変更はありません。

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)
5	血圧の測定
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
7	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)(★)
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
9	血糖検査(★)
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11	心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- 8. 血中脂質検査について**
→ LDLコレステロールの評価方法が示されました。
LDLコレステロールの評価方法として、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、又はLDLコレステロール直接測定法によることが示されました。
- 9. 血糖検査について**
→ 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。
- 10. 尿検査等について**
→ 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇い入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断すること**が大切です。

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24労働大臣告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに当てはまる者 ① 胸部エックス線検査を省略された者 ② 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査 （貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査、 心電図検査）	35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

チームのサポートがあれば、
仕事も休日も、もっと輝く。

まずは、ゴールデンウィークからはじめよう！

仕事 休もっ化 計画

ワーク・ライフ・バランス

休もっ化
計画1

仕事と生活の調和のために、
計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もっ化
計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

休もっ化
計画3

話し合いの機会をつくり、
年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートします。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

5月1日と2日を休むと9連休!!



労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上の
休暇を実施しましょう。

2018年3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

注: 3月19日と20日は「プラスワン休暇」(+1)として示されています。3月21日は「春分の日」。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が7.5ポイント高くなっています(平成27年)*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1) 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2018年のゴールデンウィークに
導入すると？

年次有給休暇を土日、祝日と
組み合わせて、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇を土日などと組み合わせて連続休暇にすることができま。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2018年4月+5月のゴールデンウィーク

日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26

注: 4月27日は「プラスワン休暇」(+1)として示されています。4月29日は「昭和の日」、4月30日は「振替休日」、5月1日は「計画年休」、5月2日は「計画年休」、5月3日は「憲法記念日」、5月4日は「みどりの日」、5月5日は「こどもの日」。

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

<http://www.kanagawas.johas.go.jp>

専門的研修
各種セミナー

1

相談対応

2

情報提供
広報啓発

3

メンタルヘルス
対策の普及促進

4

治療と職業生活の
両立支援

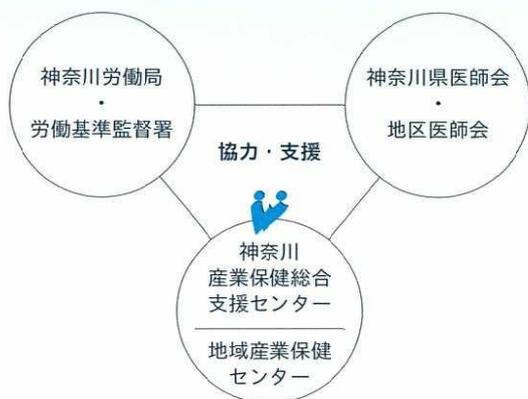
5

地域産業保健
センター

6

働くあなたの健康と安全のために

産業保健活動に携わる皆様に支援します



健康で快適な職場が求められています

本格的な高齢化社会の到来、産業構造の変化、技術革新に伴う作業態様の変化等により、生活習慣病の一層の増加、就労に伴う疲労・ストレスの増大、その他作業に関連した疾患の問題が大きな社会的関心を集めています。そこで、独立行政法人労働者健康安全機構では、勤労者の健康確保を図るため、産業医、地域産業保健センターをはじめとする産業保健関係者・関係機関を支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として、都道府県ごとに産業保健総合支援センターを設置しております。神奈川県においては、神奈川県医師会をはじめ、関係機関のご協力と連携のもとに、平成8年に神奈川産業保健総合支援センターが開設されました。

神奈川産業保健総合支援センターは

産業保健活動に携わる皆様を応援します

提供するサービスはすべて無料です



産業保健関係者に対する 専門的研修 各種セミナー

1

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
※研修参加には事前の申込みが必要です。

●専門研修会・各種セミナー（実施例）

日医認定産業医（基礎研修ではなく、認定証をお持ちの産業医の方を対象としています。）

- 事業場における治療と職業生活の両立支援
- 長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
- メンタルヘルス対策の進め方
- 作業環境測定方法
- 職場巡視の実際とその活用ポイント 等

産業保健セミナー

- 働く人のメンタルヘルス対策
- 健康情報の取扱い
- ハラスメント
- 産業保健スタッフのための“やさしい関係法令”等

産業看護職研修・交流会、メンタルヘルス交流会、産業保健交流会

啓発セミナー



産業保健関係者からの 専門的な相談 への対応

2

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

各分野の専門家が、皆様からの相談にお答えいたします

産業医学	職業性疾病の予防対策・職場巡視の方法・健康診断の事後措置・産業医の行う面接指導・勧告・指導・助言の方法
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルス対策の進め方。メンタルヘルス対策指針の内容、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までの相談
労働衛生工学	作業環境の維持管理と改善の方法
保健指導	職場における保健指導・相談の進め方や産業看護職の業務全般について
労働衛生関係法令	労働衛生関係法令の解釈



産業保健に関する 情報提供 広報啓発

3

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の貸出等も行っています。

●ホームページ



※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

●神奈川産業保健総合支援センター

図書・閲覧コーナー



産業保健に関する図書を揃え、来所された産業保健関係者の方々にご利用いただいております。

機器の展示・貸出



作業環境測定機器・研修用機器を展示し、貸出しもしております。また、実地指導も行っております。

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

<http://www.kanagawas.johas.go.jp>



個別訪問支援による メンタルヘルス 対策の普及促進

4

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。
また、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス教育も実施します。



「職場復帰支援プログラム」
構築のためのガイドライン



メンタルヘルス対策支援の
ご案内

- 「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 職場復帰支援プログラムの作成支援 等



個別訪問・個別調整支援による 治療と職業生活の 両立支援

5

専門家が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

患者（労働者）に係る健康管理について、事業者と患者（労働者）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。



両立支援のためのガイドライン



両立支援のためのポスターとカード



地域の窓口として 地域産業保健 センター

を設置 **詳細裏面**

6

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

●神奈川県内の地域産業保健センター



- ①横浜南地域産業保健センター
- ②鶴見地域産業保健センター
- ③川崎南地域産業保健センター
- ④川崎北地域産業保健センター
- ⑤三浦半島地域産業保健センター
- ⑥横浜北地域産業保健センター
- ⑦平塚地域産業保健センター
- ⑧湘南地域産業保健センター
- ⑨県西地域産業保健センター
- ⑩県央地域産業保健センター
- ⑪相模原地域産業保健センター
- ⑫横浜西地域産業保健センター

6

ご利用ください

地域産業保健センター

産業保健サービスを **無料** で受けられます

利用対象

労働者数50人未満の小規模の事業者

小規模事業場で働く人

*地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。また利用回数には制限がありますので、あらかじめご了承ください。

主な内容

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行うほか、労働者の健康管理に関し広く相談を受け付けます。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師または保健師が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

また、労働衛生工学専門員による訪問指導が受けられます。

●神奈川県内の地域産業保健センター 一覧

名称	対象地区	所在地	電話番号 FAX 番号
①横浜南地域産業保健センター	磯子区・金沢区・港南区・南区・中区	横浜市金沢区金沢町 48 金沢区三師会館内	045-782-8785 045-783-6740
②鶴見地域産業保健センター	鶴見区	横浜市鶴見区鶴見中央 3-4-22 鶴見メディカルセンター内	045-521-2738 045-521-2738
③川崎南地域産業保健センター	川崎区・幸区	川崎市川崎区榎町 1-8 ニッコービル4階 402号	044-200-0668 044-742-6275
④川崎北地域産業保健センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区	川崎市中原区上小田中 6-10-1 中央セントラルマンション1階	044-322-0314 044-322-0315
⑤三浦半島地域産業保健センター	横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡	横須賀市新港町 1-11 横須賀市医師会館内	046-822-3053 046-822-3053
⑥横浜北地域産業保健センター	神奈川区・西区・港北区・緑区・都筑区・青葉区	横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川3階 神奈川区医師会内	045-313-9187 045-313-9187
⑦平塚地域産業保健センター	平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡	平塚市東豊田 448-3 平塚市医師会内	0463-52-0355 0463-52-0356
⑧湘南地域産業保健センター	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・高座郡	藤沢市藤沢 976-2 秀明ビル 402号	0466-27-6238 0466-27-6238
⑨県西地域産業保健センター	小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	小田原市久野 115-2 おだわら総合医療福祉会館4階	0465-66-6040 0465-66-6044
⑩県央地域産業保健センター	厚木市・大和市・座間市・海老名市・綾瀬市・愛川町・清川村	厚木市中町 1-8-24 リバーサイドビル 602号	046-223-8072 046-223-8072
⑪相模原地域産業保健センター	相模原市	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎2階 相模原北メディカルセンター内	042-772-0031 042-703-3001
⑫横浜西地域産業保健センター	旭区・泉区・栄区・瀬谷区・戸塚区・保土ヶ谷区	横浜市戸塚区戸塚町 4711 - 1 オセアン矢沢ビル 3階 304号	045-861-5600 045-435-5688

※申込用紙はホームページから <http://www.kanagawas.johas.go.jp>



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川県産業保健総合支援センター

〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
TEL: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161
URL: <http://www.kanagawas.johas.go.jp>

ご利用いただける日時

午前8時30分～午後5時15分（月～金曜日）
休日：毎土・日曜日及び祝日 年末年始

